(社団法人日本仲裁人協会による日本語訳) (Translation by the Japan Association of Arbitrators)

[翻訳者註] 疑義がある場合には、原文英語版を参照して下さい。

[Translator's Note] Please refer to the original English version in the case of any questions.

# IBA 国際仲裁条項 ドラフティング・ガイドライン

# IBA Guidelines for Drafting International Arbitration Clauses

2010年10月7日 国際法曹協会理事会承認

国際法曹協会(International Bar Association) 10th Floor, 1 Stephen Street London W1T 1AT

United Kingdom (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)

電話: +44 (0) 20 7691 6868 FAX: +44 (0) 20 7691 6544

www.ibanet.org

ISBN: 9780948711213

全ての権利を留保します。

著作権表示 International Bar Association 2010

[翻訳者註] 上記の著作権表示は原文に関するものです。

# 目次

| 作業部会メンバー  | (原文i頁) |
|-----------|--------|
| 仲裁委員会について | (原文1頁  |
| 序文        | (原文2頁  |
| ガイドライン本文  | (原文4頁  |

# 作業部会メンバー

# (Members of the Working Party)

Paul Friedland

Chair

White & Case LLP,

New York, USA

アメリカ合衆国

R Doak Bishop

King & Spalding LLP,

Houston, USA

アメリカ合衆国

Karim Hafez

**HAFEZ** 

Cairo, Egypt

エジプト・アラブ共和国

Andriano Jucà

Construtora Norberto Odebrecht

São Paulo, Brazil

ブラジル連邦共和国

Carole Malinvaud

Gide Loyrette Nouel A A R P I

Paris, France

フランス共和国

Sundaresh Menon

Rajah & Tann LLP,

Singapore, Singapore

シンガポール共和国

Jean-Claude Najar

GE Capital

Paris, France

フランス共和国

William W Park

Boston University

Boston, USA

アメリカ合衆国

Anne-Véronique Schlaepger

Schellenberg Wittmer

Genova, Switzerland スイス連邦

Eduardo Silva Romero

Dechert LLP

Paris, France フランス共和国

Stephen E Smith

Lockheed Martin Space Systems Company

Denver, USA アメリカ合衆国

Matthew Weiniger

Herbert Smith LLP

London, UK

イングランド

Damien Nyer (Secretary)

White & Case LLP,

New York, USA

アメリカ合衆国

# 仲裁委員会 (Arbitration Committee) について

仲裁委員会は、国際法曹協会(International Bar Association)法律実務部門(Legal Practice Division)における国境を越えた紛争の仲裁に関する法、法律実務及び手続にフォーカスした委員会として設立され、現在は90カ国以上からの2300人以上のメンバーを有し、会員は着実に増加している。

本委員会は、出版や会議を通じて国際仲裁に関する情報を共有し、それらの活用を促進し実効性を高めることを目指してきた。本委員会は、常任小委員会に加えて、適宜、タスクフォースを組んで特定の論点に取り組んでいる。本ガイドラインの公表時点においては、本委員会は3つの小委員会、すなわち、投資協定仲裁小委員会、利益相反小委員会及び仲裁判断承認執行小委員会を有しており、2つのタスクフォース、すなわち、仲裁における弁護士倫理タスクフォース及び仲裁合意タスクフォースを有している。

# 序文

仲裁による紛争解決は、国際的な法律実務の世界における重要な特徴である。ほぼ全ての 仲裁案件において仲裁手続の基礎となるのは仲裁合意である。仲裁当事者は、仲裁合意 により、紛争を仲裁により解決する意思があることのみならず、自ら希望する手続の内容を示 す。かかる観点から、当事者が必要とし希望する事項を反映する効果的な仲裁条項を確保 することは、仲裁手続における極めて重要なステップである。

「IBA国際仲裁条項ドラフティング・ガイドライン(「IBA仲裁条項ガイドライン」)」は、当事者の意図する内容を明確に具現化した効果的な仲裁条項の作成に寄与することを目的とする。本ガイドラインは、我々が理解しているところの現時点での最善の国際実務を反映しており、国際仲裁条項をドラフトするための枠組み及び詳細文言の双方を提供する。本ガイドラインの目的は、当事者が何を具体的に選択すべきかを特別に指図することにあるのではなく、効果的な条項のためには不可欠な要素及び仲裁手続について事前に決めておける事項を、当事者が確実に把握できるようにすることにある。IBA仲裁条項ガイドラインは、当事者に対し、とり得る選択肢及び回避することも可能な落とし穴も提示している。

IBA仲裁条項ガイドラインが取り扱う事項には、仲裁合意が典型的な二者間合意を超えて複数の当事者を含む場合ないしは様々な関連契約を含む場合に生じる、仲裁条項のドラフティングに関する複雑な問題も含まれる。その結果、IBA仲裁条項ガイドラインは、単純かつ明快な仲裁条項のみならず、最も複雑な条項、さらにそれらの中間的な条項についても応用でき、かつ有用である。

前文で述べるとおり、IBA仲裁条項ガイドラインは、使用上の便宜を考慮しながら作成されている。本ガイドラインは、仲裁条項において不可欠な要素に関する基本的なガイドラインを提供するのみならず、それらに続く章において、「オプション事項」と考えられている項目並びに多層構造の紛争解決条項、多数当事者仲裁条項及び多数契約関連取引のための仲裁条項についても取り扱う。それぞれのガイドラインには、コメントが付され、推奨条項が含まれる。

過去に本委員会が公表した規則及びガイドラインと異なり、IBA仲裁条項ガイドラインは、仲裁専門家のみならず、とりわけ、日常的に契約作成に携わっているものの、複雑な仲裁に不慣れな企業内弁護士やビジネス弁護士のために役立つことを目的として作成された。

IBA仲裁条項ガイドラインの作成を担当したIBAタスクフォースのメンバーは、前掲のとおりである。我々は、同メンバーの卓越した成果に対し、心から感謝の意を表する。同メンバーは、IBA仲裁条項ガイドラインを作成するにあたり、仲裁条項が、単に有効だというだけでなく、仲裁により紛争を解決しようと合意した当事者の意思を、より正確かつ完全に表現した仲裁条項にできるとの期待を高めるという、我々が希望した大きな前進のために貢献してくれた。

IBA仲裁条項ガイドラインは、2010年10月7日、IBA理事会決議により承認された。本ガイドラインは英語で書かれているが、その他の言語への翻訳が計画されている。IBA仲裁条項ガイドラインはIBAに注文すれば入手できるほか、以下のウェブサイトからダウンロードするこ

とができる。

http://tinyurl.com/iba-Arbitration-Guidelines.

2010 年 10 月 7 日 仲裁委員会共同委員長 Guido S Tawil Judith Gill, QC

# ガイドライン

# 目次

| I前文   |
|---|
| II基本的なドラフティング・ガイドライン11(6)   |
| ガイドライン 1: 当事者は機関(institutional)仲裁かアドホック(ad hoc)仲裁かを選抜<br>すべきである。              |
| ガイドライン 2: 当事者は、出発点として、一定の仲裁規則を選択し、その仲裁規則月に推奨されるモデル条項を使用すべきである。 12(7)          |
| ガイドライン 3: 特別な事情がない限り、当事者は、仲裁の対象となる紛争の範囲の限定を試みるべきではなく、対象を包括的に定めるべきである。 … 14(10 |
| ガイドライン 4: 当事者は仲裁地を選択すべきである。この選択は、実務面及び法律<br>面の双方の考慮に基づくべきである。16(12)           |
| ガイドライン 5: 当事者は仲裁人の人数を特定すべきである。 17(14)   |
| ガイドライン 6: 当事者は仲裁人の選任及び交代の方法を定めておくべきである。7                                      |
| ドホック仲裁が選択された場合には、選任機関を選定すべきである。<br>18(15                                      |
| ガイドライン 7: 当事者は仲裁言語を特定すべきである。 21(18)   |
| ガイドライン 8: 当事者は通常契約とそれに続く紛争に関する準拠法を定めるべきで                                      |
| ある。   |
| III. オプション事項に関するガイドラインのドラフティングについて 23(20)                                     |
| オプション 1:暫定及び保全措置に関する仲裁廷及び裁判所の権限について<br>23(20)                                 |
| オプション 2: 文書提出 (production)  |
| オプション 3: 秘密性  |
| オプション 4:費用及び料金の割り当て   |
| オプション 5: 仲裁人に要求される適性  |
|   |

1 括弧内の数字は原文のページ番号です。

| オプション 6: 時間的制約31(28)                              |
|---|
| オプション 6: 時間的制約 31 (28)<br>オプション 7: 仲裁の終局性 31 (29) |
|   |
| IV. · 多層構造の紛争解決条項のためのドラフティング・ガイドライン 33(30)        |
| 多層構造のガイドライン 1:条項は、定義された争う余地のない出来事(例えば、書面          |
| による要求)により起算される交渉又は調停のための期間を特定すべきである。当該            |
| 期間が経過した後、いずれかの当事者は仲裁を申し立てることができる。 33(31)          |
| 多層構造のガイドライン 2:条項は、仲裁を強制ではなく任意としてしまう落とし穴を避         |
| けなければならない。  |
| 多層構造のガイドライン3:条項において、交渉又は調停に付すべき紛争と、仲裁に付           |
| すべき紛争とを同一の用語で定義すべきである。 34(32)                     |
| V. 多数当事者仲裁条項のドラフティング・ガイドライン                       |
| V. 多数当事者 仲裁条項のドランティング・ガイドライン                      |
| 響に対処すべきである。                                       |
| 多数当事者ガイドライン 2: 仲裁条項は、当事者の多数性から生ずる手続上の複雑さ          |
| (参加(intervention)、参加強制(joinder))に対処するべきである。38(36) |
| VI. 多数契約仲裁条項のドラフティング・ガイドライン                       |
| 多数契約のガイドライン 1:関連した契約における仲裁条項は、矛盾のないものである          |
| べきである。  |
| 41 (39)   |
| 多数契約ガイドライン 2: 当事者は、関連した契約に基づき開始された仲裁手続の併          |
| 合を規定するかどうかを考慮すべきである。                              |

## I 前文

- 1. 本ガイドラインの目的は、国際仲裁条項のドラフティングについての簡潔かつ 使える方法を提供することにある。仲裁条項は不十分にドラフトされたのでは その履行を強制することができず (unenforceable)、かつしばしば不必要な費 用と遅延をもたらす。契約の作成者は、本ガイドラインを考慮することにより、 その仲裁条項が有効で、かつ作成者が必要とする事項に適合するものである ことを確実にできるようにすべきである。
- 2. 本ガイドラインは(本章に加え)5つの章に分割される。第1章は何をすべきで、何をすべきではないかについての基本的なガイドラインを提供する。第2章は仲裁条項をドラフトする際に考慮されるべき選択的要素を取り扱う。第3章は交渉、調停及び仲裁を規定する多層構造の紛争解決条項について述べる。第4章は多数当事者契約のための仲裁条項のドラフティングを論じ、第5章は相互に関係のある多数契約を対象とする状況における仲裁条項のドラフティングを検討する。

### II. 基本的なドラフティング・ガイドライン

ガイドライン1: 当事者は機関(institutional)仲裁かアドホック(ad hoc)仲裁かを選択 すべきである。

- 3. 仲裁条項をドラフトする当事者にとっての最初の選択肢は、機関仲裁とアドホック仲裁のどちらを選択するかである。
- 4. 機関仲裁(管理型仲裁)においては、仲裁機関に費用を支払うことにより、仲裁機関が仲裁手続の運営に助力をしてくれる。機関は、例えば審問期日 (hearing)の手配、仲裁人との連絡や仲裁人への支払いの取扱いなど、実務的な事項について助力が可能である。また仲裁機関は、当事者が仲裁人を選任しないときの仲裁人の選任、仲裁人に対する忌避の判断、仲裁判断の審査(scrutinizing)といったサービスを提供することもある。しかし、仲裁機関は当事者間の紛争の実体部分については決定を行わない。この点は完全に仲裁人に委ねられている。
- 5. 機関仲裁は、国際仲裁の経験が乏しい当事者にとっては有益だろう。機関は、 仲裁が効率的に進行するのに役立つ重要な手続上の「ノウハウ」を教えてく

れることがあり、さらには当事者が仲裁条項をドラフトするときに想定していなかった事柄についても助力をしてくれることもある。管理費用が比較的低額なことに鑑みれば、仲裁機関のサービスは、十分にそれに値するものであることがしばしばである。

- 6. 当事者が管理型仲裁を選択する場合、定評のある仲裁機関(通常は国際案件管理の実績が確立している機関)を探すべきである。主要な仲裁機関は世界中での仲裁を管理することができ、仲裁手続は仲裁機関の本部がある都市で行われる必要もない。
- 7. アドホック(非管理型) 仲裁においては、仲裁手続を運営する責任を担うのは、全て当事者であり、また仲裁人の選任後は仲裁人である。後述(ガイドライン2)のように、当事者はアドホック仲裁で使用するために作成された仲裁規則を選択することにより、この仕事を軽減することができる。仲裁手続を運営するための仲裁機関の関与はないにしても、後述(ガイドライン 6)のとおり、当事者が合意に達しない場合に仲裁人を選任したり空席を埋めたりするための中立的第三者(「選任機関 (appointing authority)」という。)を指定する必要がある。

ガイドライン 2: 当事者は、出発点として、一定の仲裁規則を選択し、その仲裁規則 用に推奨されるモデル条項を使用すべきである。 コメント:

- 8. 仲裁条項をドラフトする当事者にとって 2 つ目の選択肢は、一定の仲裁規則の選択である。選択された仲裁規則は、仲裁手続の手続的枠組みを提供する。当事者が確立した規則を利用しない場合、仲裁手続の途中で生じうるさまざまな手続上の問題点については、仲裁条項そのものの中で定める必要があるが、そのような努力が望ましいことは稀であるし、そうする場合には専門的助言のもとで行うべきである。
- 9. 当事者が機関仲裁を選択する場合、仲裁規則の選択は、当該仲裁機関の選択と常に一致させるべきである。当事者がアドホック仲裁を選択する場合は、非管理型仲裁のために作られた仲裁規則を選ぶことができるが、その例としては、国連国際取引法委員会(UNCITRAL)が策定した仲裁規則が挙げられる。この場合も、当事者は、仲裁機関(又はその他の中立的な者)を、仲裁人選任のための選任機関として指定すべきである(下記パラグラフ31及び32参

照)。

10. 一定の仲裁規則を選択した後は、当事者は仲裁条項のドラフティングの出発点として、当該規則を作成した機関その他の者の推奨するモデル条項を使用すべきである。当事者はモデル条項に(文言を)追加することはあるが、モデル条項から文言を削除することは稀であると心得るべきである。これによって、仲裁合意を有効、履行強制可能(enforceable)かつ効果的なものとするのに必要な全ての要素を備えることが確実にできるのである。仲裁が契約のもとでの唯一の紛争解決手段として曖昧さの余地なく設定され、仲裁機関や規則の正しい名称が使用されること(これによって紛争が生じたときの混乱や遅延戦術を避けることができる)が確保されるのである。モデル条項に追加する言語については、選択した仲裁規則が許容するものであることを確認すべきである。

# 推奨条項:

- 11. 機関仲裁用条項としては、仲裁条項ドラフティングのベースとして、当該仲裁機関が提唱するモデル条項を使用するべく、選択した仲裁機関のウェブサイトにアクセスすべきである。仲裁機関によっては、特定の産業(海運など)特有の規則を作り上げているところもある。
- 12. 一定の規則を指定する*アドホック*仲裁用条項としては、仲裁条項ドラフティングのベースとして、当該規則の作成者のモデル条項を使用するべく、当該作成者のウェブサイトにアクセスすべきである。
- 13. 契約当事者が仲裁規則を指定せずにアドホック仲裁に合意した場合、二当事者間の契約では以下の条項を使用すればよいだろう。

本契約又は本契約に関連して生じる全ての紛争(本契約の存否、有効性、終了を含む)は、仲裁により終局的に解決されるものとする。

仲裁地は「都市、国」とする。

仲裁言語は[...]とする。

仲裁は、申立人の申立てが被申立人に送達(delivered)されることにより 開始されるものとする。仲裁申立書には、紛争の性質(nature)及び求める 救済(relief requested)を記載しなければならない。

仲裁廷は、3 名の仲裁人により構成されるものとし、仲裁申立書における申立人により一人目の仲裁人が選任され、仲裁申立書受領後[30]日以

内に二人目の仲裁人が被申立人により選任されるものとし、二人目の仲裁人が選任されてから[30]日以内に仲裁廷の長となる第三仲裁人が両当事者により選任されるものとする。いずれかの仲裁人が、これらの期間内に選任されない場合、選任機関が、いずれかの当事者の申立てにより、選任を行うものとする。

欠員が生じたときは、当該仲裁人が当初選任された方法により欠員を埋めるものとする。但し、かかる欠員が本案の審問中又は審問後に生じたときは、残り 2 名の仲裁人は、仲裁を続行し、仲裁判断を下すことができる。

仲裁人は独立及び公正でなければならない。仲裁人に対する忌避は 選任機関が判断する。

仲裁において則るべき手続は当事者により合意されるものとし、合意に 至らないときは、仲裁廷が当事者と協議のうえ決定する。

仲裁廷は、仲裁合意の存否、有効性(validity)又は効力(effectiveness) に関する異議を含め、自己の仲裁権限(jurisdiction)について判断する権限を有する。仲裁廷は、自己の仲裁権限についての暫定的判断において又は本案についての仲裁判断において、いずれかの諸事情に照らし適切と考える方法により、当該決定を行うことができる。

いずれの当事者による欠席(default)も、仲裁廷が仲裁判断へと進むことを妨げるものではない。

仲裁廷は、多数決により意思決定を行うことができる。多数決が不可能 であるときは、仲裁廷の長が、あたかも単独仲裁人であるかのように、意 思決定を行うものとする。

当事者選任仲裁人が、参加できない又は参加を拒絶した場合、他の 2 名の仲裁人は、不参加又は参加の拒絶が不当であると判断したときは、 仲裁を続行し仲裁判断を下すことができる。

仲裁廷による仲裁判断は、終局的かつ当事者を拘束するものとする。 当事者は、遅滞なく仲裁判断を履行することを約束し、有効に放棄できる 限りにおいて、いかなる形式であっても不服を申し立てる(recourse)権利 を放棄したものとみなす。仲裁判断の執行は、管轄を有する全ての裁判 所においてを求めることができる。

ガイドライン3: 特別な事情がない限り、当事者は、仲裁の対象となる紛争の範囲の 限定を試みるべきではなく、対象を包括的に定めるべきである。

#### コメント:

- 14. 仲裁条項の範囲とは、仲裁の対象となる紛争の種類及び領域のことである。 やむを得ない特別な事情がない限り、仲裁条項の範囲は、契約「から生じる」 紛争のみならず、当該契約「と関連する(又は関係する)全ての紛争」をも含 むよう規定されるべきである。これらと比べて包括的とはいえない文言は、ある 紛争が仲裁の対象であるかについての争いを惹起させるおそれがある。
- 15. 特定の場合には、当事者において、仲裁条項の対象から紛争の一部を除外することにつき十分な理由があることもある。例えば、特定の契約の下での価格又は技術に関する紛争は、仲裁よりも専門家裁定(expert determination)に付託する方が適切な場合がある。その他の例としては、ライセンサーは、知的財産権の侵害に備え特定履行(specific performance)その他差止めを直接裁判所に請求することや、それらの権利の帰属や有効性の判断を裁判所に求めることができる選択肢を保持したいと希望するのがもっともだということもある。
- 16. 当事者が留意しなければならないのは、たとえ慎重にドラフトされた場合であっても、除外事由を置いてしまうと、ある紛争が仲裁の対象となるか否かに関する本案前の争いが避けて通れなくなるかもしれないということである。仲裁条項の範囲に含まれるか否かが争点となる請求もあれば、そうでない請求もある。上記の例のうちの一つを用いた場合、ライセンス契約の対象となっている知的財産権の帰属又は有効性に関する紛争には、未払い、契約違反などの争いも関係してくることがあるが、特定の紛争が仲裁から除外されているという状況があるときには、仲裁権限(の有無)という解決困難な問題を惹起させるおそれがある。

# 推奨条項:

- 17. 当事者は、選択した仲裁規則と一体のモデル条項を使用することにより、仲裁条項の範囲が包括的なものであることを確保することができる。
- 18. モデル条項を使用しない場合、当事者は以下の条項を使用するべきである。

本契約又は本契約に関連して生じる全ての紛争(本契約の存否、有効

性、終了を含む)は、[選択した仲裁規則]に基づく仲裁により終局的に解決されるものとする。

19. 例外的に、特別な事情があり、かつ当事者が仲裁の対象となる紛争の範囲を限定したいと希望する場合、次の条項を使用すればよいだろう: 以下において仲裁から特に除外される事項を除き、本契約又は本契約に関連して生じる全ての紛争(本契約の存否、有効性、終了を含む)は、[選択した仲裁規則]に基づく仲裁により終局的に解決されるものとする。」

以下の事項は、仲裁から特に除外される [...]。

ガイドライン 4: 当事者は仲裁地を選択すべきである。この選択は、実務面及び法律 面の双方の考慮に基づくべきである。

- 20. 仲裁地(place (or 'seat') of arbitration)を選択するということは、明らかに実務的な考慮を伴う。例えば、中立性、審問施設の利用可能性、証人及び証拠への近接性、当事者の言語及び文化への親和性、適格な仲裁人がその地での手続に参加する意欲である。仲裁地は、仲裁人のプロフィール、特に当事者に選任されない仲裁人のプロフィールにも影響を与える可能性がある。しかし、多くの規則では、仲裁廷は指定された仲裁地以外の場所で自由に審問を開催及び実施できるので、利便性は決定的な要因とすべきではない。
- 21. 仲裁地は、仲裁の法律上の本拠地(judicial home)である。多くの国の仲裁法ではいくつかの仲裁規則と同様に仲裁地の選択が重大な法的効果を有するので、選択された仲裁地の法体系には周到な注意が払われなければならない。仲裁地は、契約及び実体的権利の準拠法を決定するわけではないものの(後記パラグラフ42ないし46を参照)、仲裁地により、仲裁の一定の手続的側面、例えば仲裁人の権限及び仲裁手続に対する司法的監督の準拠法(仲裁法(arbitration law)又は仲裁手続法(lex arbitri))が決定される。さらに、仲裁地の裁判所は、援助の提供を求められうるし(例えば、仲裁人の選任若しくは交代により、暫定及び保全措置(provisional and conservatory measures)を命じることにより、又は証拠収集を援助することによる。)、また、仲裁手続に干

渉しうる(例えば、仲裁手続の中止(stay)を命じることによる。)。加えて、これらの裁判所は、仲裁手続終了時において、仲裁判断の取消しの申立てについての管轄を有する。仲裁地で取り消された仲裁判断はその他の地でも執行できない可能性がある。仲裁判断が取り消されなかったとしても、仲裁地は、適用される国際条約の下での仲裁判断の執行可能性に影響を与える可能性がある。

- 22. 一般的なルールとして、当事者は(i) 1958 年の外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(ニューヨーク条約として知られている)に加盟していること、(ii) 法令が親仲裁的であり、かつ、契約の対象についての仲裁を許可していること、及び(iii) 裁判所が仲裁手続に親和的で、偏見のない判断を行う実績があること、を満たす法域の中から仲裁地を定めるべきである。
- 23. 仲裁地の特定ができていない仲裁条項は有効ではあるが、望ましいものとはいえない。紛争発生後に当事者が仲裁地を合意できない場合は、仲裁機関(ただし、仲裁機関がある場合)又は仲裁人が当事者のために選択することができる(しかし、アドホック仲裁では、仲裁人の選任について問題が発生し、仲裁地が選択されていない場合、いずれかの国家の裁判所が援助しようとしない限り、当事者は仲裁手続を進められないおそれがある。)。当事者としては、そのような決定的な判断を他者に委ねるべきではない。
- 24. 当事者は、仲裁条項において、「審問」の場所よりもむしろ「仲裁地」を特定するべきである。審問の場所を指定するだけでは、当事者が適用される法令及び条約を決めるための仲裁地を選択したかどうかが不明確なままになる。その上、仲裁条項において審問地を指定することにより、当事者は、便宜に応じて他の場所で審問を開催するために望まれる柔軟性を、仲裁人から奪うこととなってしまう。

#### 推奨条項:

25. 仲裁地は「都市、国」とする。

ガイドライン5: 当事者は仲裁人の人数を特定すべきである。

- 26. 当事者は仲裁人の人数を特定すべきである(通例は 1 名又は 3 名であり、また、偶数人とされる事案はほとんどない)。仲裁人の人数は、全体的な費用、期間、及びときには仲裁手続の質に影響を与える。三人仲裁廷による手続は、単独仲裁人による手続よりも長期化及び高額化することがまず避け難い。しかし、三人仲裁廷は複雑な事実及び法律の問題への対応により適しているともいえ、また、不合理又は不公平な結果がもたらされるリスクを低くできる。当事者としては、各当事者に仲裁人を選任する機会が与えられることによる手続へのコントロールの強化を望むこともできる。
- 27. 当事者が仲裁人の人数を特定しない場合(及び紛争が発生した後で合意できない場合)、仲裁機関が(ただし、仲裁機関が選択されている場合であるが)、一般的には紛争の金額及び判別された事案の複雑さをベースに、(仲裁人の人数を)当事者のために決めることになる。アドホック仲裁では、選択された仲裁規則がもしあるならば、(反対の合意がない限り)通常は 1 名又は 3 名の仲裁人が選任されると定めることになる。当事者がそのような一定の仲裁規則を選択していないときは、条項それ自体において仲裁人の人数を特定することが特に重要である。
- 28. 当事者は、紛争が生じた時に選択したほうが、単独又は三人仲裁廷のいずれにするかよりよい選択を行うことができるとの理由から、あえて仲裁人の人数について言及しないことも可能である。この問題を紛争発生後に決定する機会を有することは利点であるが、反対に不利な点は、当事者が仲裁人の人数に合意していない場合、特にアドホック(仲裁)の文脈では、手続が遅延する可能性があることである。結局、仲裁条項それ自体に、前もって仲裁人の人数を特定することが推奨される。

#### 推奨条項:

29. 仲裁人は、[1名又は3名]とする。

ガイドライン 6: 当事者は仲裁人の選任及び交代の方法を定めておくべきである。ア ドホック仲裁が選択された場合には、選任機関を選定すべきである。

- 30. 機関仲裁規則及びアドホック仲裁規則は、仲裁人の選任及び交代にあたり、それぞれ既定のメカニズムを定めている。かかる規則を援用した場合、当事者は当該規則が定める既定のメカニズムに依拠することもできる。当事者はまた、別の方法について合意することも可能である。例えば、多くの仲裁規則は、三人仲裁廷の長について、2名の共同仲裁人又は仲裁機関によって選任されるものと定めている。当事者は、多くの場合、第一次的には自分達で仲裁廷の長を選任することを好む。当事者が既定のメカニズムから離れることを決断した場合、適用される仲裁規則において使用されている専門用語と一致している用語を使うべきである。例えば、ある仲裁機関の規則では、当事者は仲裁人を「指名(nominate)」するのに対して、仲裁機関のみが仲裁人を「選任(appoint)」する権限を与えられている。当事者が仲裁規則を援用しないのなら、当事者としては仲裁人の選任及び交代の方法を仲裁条項自体に明記しておくことが極めて重要である。
- 31. 機関仲裁の仲裁条項をドラフトする場合と、アドホック仲裁の仲裁条項をドラフトする場合とを見た場合に、アドホック仲裁において選任機関を指定する必要性は大きく異なる。機関仲裁では、当事者による仲裁人の選任及び交代が機能しない場合であっても、仲裁機関が仲裁人を選任及び交代させることができる。これに対して、アドホック仲裁においてはそのような機関は存在しない。したがって、アドホック仲裁においては、当事者による仲裁人の選任及び交代が機能しない場合であっても仲裁人の選任及び交代が行われるよう、「選任機関」を指定しておくことが重要である。かかる指定がない場合、仲裁地の裁判所が必要な選任及び交代を行ってくれる場合もある。(UNCITRAL 仲裁規則によれば、当事者が仲裁条項において選任機関を指定しなかった場合、常設仲裁裁判所の事務総長がこれを指定する。)
- 32. 選任機関には仲裁機関、裁判所、事業者や専門職団体、又はその他の中立の団体が指定される。当事者は、選任機関として、個人ではなく(特定の個人では必要とされた際に対応できない場合もあるため。)、機関や役職(例えば、仲裁機関の長や裁判所の裁判長、又は事業者や専門職団体の長)を選定すべきである。当事者は、選定された機関が、必要とされた際に、責務を遂行することに同意するであろうことについても確認しておくべきである。
- 33. 仲裁人の選任について期限が特定されていない場合、手続の初期段階において相当な時間が空費されるおそれがある。仲裁規則においては、このような選任期限も定められているのが通常である。当事者がかかる規則を援用する

ことに合意した場合、規則で定められた選任手続から離れることを希望しない限りは、こうした問題に悩まされる必要はない。当事者が仲裁規則を援用する旨合意していない場合、このような期限を仲裁条項自体に定めておくことが重要となる。

34. 仲裁廷が 3 名の仲裁人により構成されている場合で、仲裁手続の終盤や重要な局面(例えば審議中)において、仲裁人のうちの 1 名が辞任したり、協力を拒んだり、あるいは参加できないような事態が時として発生する。このような場合、仲裁人を交代させることは、手続を大幅に遅らせ混乱を招くため、得策ではないこともある。しかし、特定の権限の付与がなければ、残りの 2 名の仲裁人だけでは、有効かつ執行力のある仲裁判断を下すことができない可能性がある。そのため、ほとんどの(ただし、全てではない)仲裁規則は、このような場合に「縮小」仲裁廷('truncated' tribunal)として、残り2名の仲裁人において、手続を進行して仲裁判断を下すことを認めている。当事者が仲裁規則を選択しない場合(又は選択した規則がこのような問題に対応していない場合)、仲裁条項において、「縮小」仲裁廷が仲裁判断を下すことができるよう授権することができる。

# 推奨条項:

35. 機関仲裁が選択された場合において、仲裁機関の規則に全ての仲裁人の選任及び交代を第一次的に当事者が行うことが定められておらず、かつ、当事者が自ら仲裁人の選任を望む場合、以下の条項が使用できる。

仲裁人は3名とし、1人目の仲裁人は仲裁を開始した当事者が仲裁申立書において選任し、2人目の仲裁人は仲裁の申し立てから30日以内に相手方当事者が選任し、[議長又は仲裁廷の長]となる3人目の仲裁人は2人目の仲裁人の選任から30日以内に両当事者によって選任されるものとする。上記期間内にいずれかの仲裁人が選任されなかった場合、仲裁機関が選任を行う。仲裁人の交代が必要となった場合、交代手続は上記と同様の方法によって行われる。

36. 非管理型仲裁が選択された場合、当事者は、UNCITRAL 仲裁規則のような アドホック仲裁規則を選択することにより、仲裁人の選任及び交代の方法を定めることができる。

- 37. 仲裁規則がない場合のアドホック仲裁について提示した条項(パラグラフ 13 参照)は、三人仲裁廷の構成員の選任及び交代手続について包括的に定めており、妨害的な仲裁人や非協力的な<sup>2</sup>仲裁人が手続に参加しない場合であっても縮小仲裁廷が仲裁判断を下すことを認める条項も含んでいる。
- 38. これに類する状況で、当事者が紛争を1名の仲裁人に委ねたい場合、パラグラフ13の条項を以下の文言に変更して使用すればよいだろう。

仲裁人は 1 名とし、両当事者が共同して選任する。仲裁申立書の受理から 30 日内に仲裁人が選任されない場合、選任機関が仲裁人の選任を行う。

ガイドライン7: 当事者は仲裁言語を特定すべきである。

- 39. 使用する言語が異なる当事者間の契約又は双方が共通して使用する言語が仲裁地で使用される言語と異なる当事者間の契約における仲裁条項では、通常は仲裁言語が特定されるべきである。仲裁言語を決定する際には、当事者は契約書やその他の関連文書で使用されている言語だけではなく、資格を有する仲裁人及び代理人候補者の選択に与え得る影響も考慮すべきである。仲裁条項の中で仲裁言語を定めていない場合には、仲裁人が仲裁言語を決定する。仲裁人は、契約書で使用されている言語、又は、契約書の言語以外であれば、当事者間でのやり取りで使用されている言語を選択することが多い。当該選択を仲裁人に委ねてしまうと、不必要な費用や遅延を生じさせる可能性がある。
- 40. 契約作成者は、多くの場合、複数の言語を仲裁言語に定めたいという気持ちに駆られる。(しかし、)当事者はかかる方法を採るべきか慎重に検討すべきである。複数言語による仲裁は、実行可能ではあるが(例えば、英語とスペイン語の両方で行なわれた手続の例は、数多くある。)、選択された言語によっては、困難な問題を生じさせる可能性がある。仲裁手続を2つの言語を用い

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> [翻訳者註] "without the participation of an obstructive or defaulting arbitrator": "defaulting arbitrator"を「手続に出席しない仲裁人」と訳すと"without the participation of ~"と意味が重複するため、「非協力的な仲裁人」としています。

て行うことができる仲裁人を見つけることが難しかったり、必要とされる翻訳及び通訳が原因で、余計な費用及び遅延が生じたりすることもありうる。1つの解決方法としては、仲裁言語を 1 つに特定するが、書面はもう一方の言語でも (翻訳なしで)提出しうると定めることができる。

# 推奨条項:

41. 仲裁言語は[...]とする。

ガイドライン 8: 当事者は通常契約とそれに続く紛争に関する準拠法を定めるべきである。

- 42. 国際的な商取引では、当事者が契約の中で、契約及びそれに続く紛争に関する準拠法(「実体法(substantive law)」)を定めることが重要である。
- 43. 実体法の選択は、仲裁条項とは別の条項で定めるか、仲裁条項とあわせて定める場合には、例えば、「準拠法及び仲裁[又は紛争解決]」という見出しを付けるなど、当該条項が2つの目的を果たすことを明確にした条項とすべきである。なぜなら、仲裁に係る紛争とは別に、契約の履行過程においての実体法上の問題として発生することがあるからである。
- 44. 当事者は、実体法を選択することによって、手続法又は仲裁法を選択していることにはならない。別段の異なる合意がない限り、通常は仲裁地の手続法又は仲裁法が、当該仲裁手続に関する手続法又は仲裁法となる(パラグラフ 21 参照)。当事者は異なる合意をすることもできるが、そのような合意が望ましい場合はほとんどない。
- 45. 当事者が国家の法制度を実体法として選択しないことがある。その代わりに、商慣習法やそれ以外の非国家法規範("a-national rules of law")を選択することがある。その他のケースでは、当事者が、公平性と合理性(例えば、公平で善なるもの(ex aqueo et bono))を基にして紛争を解決する権限を仲裁廷に与える場合がある。このような選択肢を採る前には注意が必要である。一定の状況(例えば、当事者が国家法を準拠法とすることに合意できない場合)には

適当であるとしても、当該ルールの内容又は結果への影響が相対的に不確 実であるという理由から、困難を生じさせる可能性がある。当事者がこれらの 国家法に代わるルールを選択した場合には、仲裁廷が最終的に適用するル ールを事前に確定することが難しいので、紛争の解決が複雑、不確実で費用 がかかるものになってしまう可能性がある。

## 推奨条項:

46. 実体法の選択のため、次の条項を利用することができる:

本契約は[選択された法又は法規範("rules of law")]に準拠し、本契約の下で又は本契約に関連して生じる紛争は[選択された法又は法規範]に従って解決される。

### III. オプション事項に関するガイドラインのドラフティングについて

47. 仲裁は合意によるものであることから、契約当事者には、仲裁条項において、独自のニーズに応じて手続を調整する機会が与えられる。契約当事者が検討することのできるオプションには数多くのものがある。本章では、当事者が仲裁事項について交渉する際に検討すべきいくつかのオプションについて提示し、コメントする。なお、本ガイドラインは、これらのオプションを提示することによって、これらオプション事項が仲裁条項に含まれなければならないと提言するものではない。

オプション1:暫定及び保全措置(provisional and conservatory measures)に関する仲 裁廷及び裁判所の権限について

#### コメント:

48. 仲裁廷、裁判所又は両者が、本案に関する判断が出されるまでに暫定及び保全措置を命ずる権限を有することについて仲裁条項で規定する必要はほとんどない。この点について仲裁条項が規定を設けていなくとも、仲裁廷や裁判所は、様々な条件下において、かかる権限を通常有しているものである。仲裁廷の権限は、仲裁規則及び関連する仲裁法に基づいており、裁判所の権限は関連する仲裁法に基づいている。

- 49. しかし、適用される仲裁法が暫定又は保全救済 (provisional and conservatory relief)の利用可能性について制限を設けている場合、又は暫定及び保全救済の利用可能性が特に関心事である場合 (例えば、企業秘密又はその他の機密情報が関係しているという理由などで)には、当事者は、仲裁廷や裁判所の権限について仲裁条項で明確にしておきたいと思うことがある。
- 50. 暫定及び保全救済の利用ができるかどうかに特に関心がある場合、当事者はまた、適用される仲裁規則がそれらに制限的であれば修正を加えたいとも思うかもしれない。例えば、ある仲裁機関の規則では、当事者が仲裁廷の選任後に、裁判所に対し暫定及び保全救済を求める権限について制限を加えている。他の仲裁規則においては、「紛争の対象」については暫定及び保全措置を命ずる権限が仲裁廷に与えられているが、当事者の地位を保全するための措置(例えば、差止命令、費用の担保)、又は仲裁手続の一貫性を守るための措置(例えば、凍結命令(freezing orders)、訴訟差止命令(anti-suit injunctions))について仲裁廷が命ずることができるかに関しては、不確定な状況である。

# 推奨条項:

51. 暫定及び保全救済に関する仲裁廷の権限について明確にするために、以下 のような条項を用いることができる。

仲裁廷は、本契約で特に制限されている場合を除き、自らが適切と考える救済(暫定的か最終的かを問わず、保全救済及び差止による救済 (conservatory relief and injunctive relief)を含むがこれらに限定されない)を与える権限を有するものとする。仲裁廷が命じたかかる措置は、適用される法律が許す範囲において、措置の対象についての最終的な仲裁判断であるとみなされ、それ自体が執行可能なものとする。

52. 裁判所に対し暫定及び保全措置を求めることが仲裁契約によって妨げられない点を明確にするため、上記の条項に加えて、又は独立して、以下のような条項を使用すればよいだろう。

各当事者は、管轄権を有する裁判所に対し、仲裁前の差押又は差止を含む暫定及び/又は保全救済を申し立てる権利を有する。かかる要請が、仲裁合意に抵触するもの又は仲裁申立権の放棄(a waiver of the

right to arbitrate) とみなされることはない。

53. 仲裁廷の構成後に、当事者が裁判所に対し暫定及び保全救済を求める権利 を制限するため、上記パラグラフ 51 で推奨された条項に加えて、又は独立し て、以下のような条項を使用することができる。

各当事者は、管轄権を有する裁判所に対し、仲裁前の差押又は差止を含む暫定及び/又は保全救済を申し立てる権利を有する。かかる要請が、仲裁の合意に抵触するもの又は仲裁申立権の放棄とみなされることはない。但し、仲裁廷が構成された後は、仲裁廷が暫定及び/又は保全救済の申立てに関して単独の仲裁権限(jurisdiction)を有するものとし、かかる仲裁廷によって命じられた措置は、管轄権を有する裁判所によって特定履行を強制することが可能である。

54. 例外的に、仲裁廷による一方審尋による暫定救済(ex parte provisional relief)が必要になる場合があると当事者が考える場合には、当事者は、その旨を規定し、上記パラグラフ 51 で推奨された条項において、「暫定的」との文言の後に、「(一方的なものも含む)」と付け加える修正をしなければならない。しかし、そのような追加があったとしても、適用されることになる仲裁法の下では仲裁廷が命じた一方審尋による救済が執行不能とされる場合もあり得る。

#### オプション2: 文書提出(Document Production)

- 55. 国際仲裁における文書提出及び情報交換の範囲は、事案や仲裁人によって様々であるが、当事者は、通常、当該紛争に関連性を有しかつ重要なものであることが示された、特定された文書(内部文書を含む)については提出義務がある。デポジション(depositions)や質問状(interrogatories)のような、いくつかの法域における「ディスカバリ(discovery)」に特有の機能は、通常は認められない。IBAは、こういった標準的な実務を反映したIBA国際仲裁証拠調べ規則という規則(「IBA規則」)を作成した。この規則は、紙の文書及び電子的に保存された情報、いずれの提出にも適用され、明示的に、又は必ずしも明示的でなくても、国際仲裁廷の指針としてしばしば用いられている。
- 56. 当事者には、情報及び文書の提出について、主に3つの選択肢がある。当事

者としては一切規定をもうけず、仲裁準拠法のデフォルト条項(訳者註:当事者の別途の合意がない場合に適用される条項)に依拠することもできる。その場合、大概の仲裁準拠法では、仲裁廷の裁量に委ねられている。当事者はIBA 規則を採用することもできる。当事者は独自の基準を採用することもできる。ただし、広汎な文書提出を定めた場合、手続の期間と費用に深刻な影響を及ぼす可能性が高いことに留意する必要がある。

57. 国際仲裁における文書提出に関して、ある文書の提出が秘匿特権により免除されるか否かについて、どのルールにより判断すべきか、という難しい問題が生ずることがある。きわめて例外的な場合であるが、秘匿特権の問題が生じ、かつ深刻な事態に陥ることが契約当事者が契約のドラフティングの段階から予測できるという場合には、当事者としてはそういった問題全てに適用される原理原則を仲裁条項で特定しておきたいと考えることもあるだろう。IBA 規則9条はこの点に関する指針を示している。

## 推奨条項:

58. 以下の条項を用いて、IBA 規則を、強行的な基準あるいは指針として取り込まっことができる。

[[仲裁規則により]仲裁廷に授与された権限に加え、]仲裁廷は、[本契約の締結時/仲裁の開始時において有効な]IBA 国際仲裁証拠調べ規則 [に従い][を指針として]文書提出を命ずる権限を有する。

59. 当事者が文書開示に関する秘匿特権の問題に適用される原理原則を特定したいと考える場合には、以下の条項を利用することができる。

文書又はコミュニケーションが秘匿特権の対象となり、それゆえに仲裁における提出を免除されるとの主張については、全てIBA国際仲裁証拠調べ規則9条に従って仲裁廷が解決する。

# オプション3:秘密性(Confidentiality)

#### コメント:

60. 仲裁当事者は、仲裁手続が秘密性のある手続であると思い込んでいることが

多い。確かに仲裁は非公開の手続ではあるが、多くの法域では、当事者は、 仲裁手続の存在や内容について秘密を保持する義務を必ずしも負っていない。当事者に秘密保持義務を課しているのは、ごく限られた国の法令、及び 一部の限られた仲裁規則である。一般的な守秘義務が認められる場合であっても、しばしば除外事由がある。

- 61. それゆえ、当事者が秘密性を心配するならば、この点を仲裁条項に定めるべきである。その際、当事者は秘密保持を絶対的な義務として規定することを避けるべきである。というのも、法律に基づいて開示が義務付けられたり、法的権利を防御若しくは行使し、又は、その後の司法手続で、仲裁判断を執行し若しくはそれに対して異議を申立てたりするために、開示が必要となる場合があるからである。また、当事者は、その権利主張、防御及び反対請求の準備にあたって、秘密情報を当事者以外の者(証人及び専門家)に開示する必要が生ずる恐れのあることも念頭においておくべきである。
- 62. 反対に、仲裁手続は一般に秘密性を有すると考えられていることから、当事者がいかなる秘密保持義務にも拘束されたくない場合には、仲裁条項でその旨明示すべきである。

#### 推奨条項:

- 63. 仲裁規則によっては秘密保持義務が規定されており、それらの規則による仲裁に合意した場合には、当事者はそのような義務を負うことになる。
- 64. 以下の条項により、当事者に対して秘密保持義務が課される。

仲裁手続の存在及び内容並びに全ての決定及び仲裁判断は、当事者 及び仲裁廷の構成員により秘密として保持されなくてはならない。ただし、 (i) 当事者が法的義務を履行するため、法的権利を防御若しくは行使す るため、又は、国の裁判所若しくは他の司法当局における真正な法的手 続において仲裁判断を執行し若しくは異議を申立てるために必要な場合、 (ii) 全ての当事者の合意がある場合、(iii) 当該仲裁において権利主 張又は防御を準備し又は仲裁廷で示していくために必要な場合、(iv) この条項に違反せずに、当該情報がすでに公に知られている場合、及び、 (v) 当事者の申立てによる仲裁廷の決定による場合は除く。 65. 当事者がいかなる秘密保持義務にも拘束されたくない場合には、以下の条項 を利用することができる。

当事者は、本仲裁に関して、法律の強行規定により課される場合を除き、いかなる秘密保持義務も負わない。

#### オプション4:費用及び料金の割り当て

#### コメント:

- 66. 国際仲裁において、費用(例えば,仲裁人の報酬及び経費並びに該当する場合には、仲裁機関の料金)及び弁護士費用は,相当な額になりうる。仲裁廷が、手続の終了時に、仮にこれらの費用及び料金の割り当てについて決定するとしても、どのように割り当てるかについてはほとんど予測することができない。各国内での扱いは(全く割り当てない場合から、勝った側が全額回収する場合まで)大きく異なり、仲裁人は、この点において広い裁量を有する。
- 67. このような不確実性に鑑み、当事者は、(法域によってはこのような条項を執行できない場合があることを念頭におきつつ)仲裁条項で費用及び料金の問題に対処したいと考える場合もありうる。その場合、選択肢はいくつかある。当事者は、単に、仲裁人が妥当と考えるところに従って費用及び料金を割り当てることができることを確認するというのもあり得る。逆に、仲裁人は費用及び料金を割り当てることができない、と規定することもできる。さらに、当事者は、本案についての「勝者」又は「勝利当事者」に費用及び料金が配分されること、あるいは仲裁人が勝ち負けの程度に応じて費用及び料金の割り当てを行うように確保することもできる。ただ、誰が「勝者」又は「勝利当事者」であるかを認定するのは難しく、費用及び料金の割り当てにつき、仲裁人を不必要に制約する可能性があるため、このような条項をドラフトする際には、当事者は断定的な表現("shall")を回避すべきである。
- 68. 国際仲裁においては、経営者、社内弁護士、専門家及び証人が費やした時間に対する報酬の支払いが認められるか否か定かでないことが多いため、それらの報酬の支払いを認めるか否かにつき、当事者間で予め検討しておくのも一案である。

#### 推奨条項:

69. 下記条項によって、仲裁人が費用及び料金を割り当てる裁量を有すること(又は指定された仲裁規則に同趣旨の規定がある場合には、そのような裁量を再確認すること)を確保することができる:

仲裁廷は、弁護士費用[並びに経営者、社内弁護士、専門家及び証人のための費用及び経費]を含む費用及び経費について、仲裁廷が合理的であるとみなしたとおりに、いずれかの当事者に割り当てる判断を仲裁判断に含めることができる。

70. 以下の条項では、「勝利した」当事者に費用及び料金が配分されるよう規定している:

仲裁廷は、弁護士費用を含む費用及び経費を配分する判断を行う場合には、その裁量において判断したとおりに、勝利当事者に配分することができる。

71. 以下の条項では、当事者の勝った度合いに比例して費用及び料金を割り当てることを規定している:

仲裁廷は、弁護士費用[並びに経営者、社内弁護士、専門家及び証人のための費用及び経費]を含む費用及び経費について、仲裁廷が合理的であるとみなしたとおりに、いずれかの当事者に割り当てる判断を仲裁判断に含めることができる。割り当てにあたって、仲裁廷は、当事者の請求及び反対請求並びに防御における相対的な勝ち負けの程度を考慮するものとする。

72. 以下の条項を用いることにより、仲裁人が費用及び料金の割り当てを行わないようにすることができる:

仲裁廷[及び仲裁機関]の全ての費用及び経費は、当事者が等しく負担する。各当事者は、各自の案件の準備及びプレゼンテーションに関連する全ての費用及び経費(自己の弁護士、専門家及び証人の費用及び経費を含む)を各自負担する。

#### オプション5:仲裁人に要求される適性

#### コメント:

- 73. 仲裁の利点は、国内の訴訟手続と違って当事者が仲裁人を選任できるため、 当該紛争に関連する専門知識や知見を有する人物を選任することができる 点にある。
- 74. しかし、仲裁条項で仲裁人に要求される適性を特定してしまうことは通常は望ましくない。当事者は、仲裁人に専門知識が必要か否か、必要な場合にはどのような専門知識が必要かについては、大概、紛争が起こった時点のほうがより良くわかるようになるから、各当事者は、そのときに望ましい適性を有する仲裁人を自由に選任できる。また、仲裁条項で適性要件を特定してしまうと、選任可能な仲裁人の候補者を大幅に減少させることになる場合もある。さらに、手続を遅延させることを狙っている当事者が、適性要件に基づいて仲裁人を忌避しようとする可能性もある。
- 75. それにもかかわらず、当事者が仲裁条項においてそのような適性要件を明記しておきたい場合には、過度に特定してしまうことは避けるべきである。なぜならば、紛争が発生した際に、当事者が適性要件を満たし、かつ、仲裁人に就任してもらえる適切な候補者を見つけられない場合、仲裁合意を履行強制できない可能性があるからである。
- 76. 当事者は、単独仲裁人又は 3 名の仲裁人からなる仲裁廷(three-member panel)の場合には仲裁廷の長がいずれの当事者とも共通の国籍を有しないことを定める場合がある。機関仲裁においては、通常仲裁機関が仲裁人の選任に際してそのような実務で運用しているため、このような適性要件は不必要である場合が多い。しかし、アドホック仲裁においては、当事者が仲裁条項においてそのように特定したいと考える場合もあろう。

#### 推奨条項:

77. 以下の規定を仲裁条項に加えることで、仲裁人の適性を定めておくことができる:

[各仲裁人][仲裁廷の長]は、[弁護士/会計士]でなければならない。

又は

[各仲裁人][仲裁廷の長]は、[特定の業界]における経験を有していなければならない。

又は

[各仲裁人][仲裁廷の長]は、いずれの当事者とも同じ国籍であってはならない。

#### オプション 6:時間的制約

#### コメント:

- 78. 費用節減の観点から、仲裁条項に仲裁判断が仲裁開始からあらかじめ定められた期間内に出されるべき旨の規定を盛り込むことがある(いわゆる「迅速手続」(fast-tracking))。迅速手続は確かに費用節減につながるが、その一方で、仲裁条項をドラフトする際に、当事者が契約に基づいて発生するあらゆる紛争を所定の期間内に解決するのが妥当か否か把握できているという場合は稀である。また、所定の期間内に仲裁判断が出されなかった場合、仲裁判断が履行強制不能になり、また仲裁判断の有効性に対する無用な争いを招くことになる。
- 79. このようなことを考慮した上で、なおかつ当事者が仲裁条項に時間的制約を 規定したいと考える場合には、仲裁廷には、仲裁判断が履行強制不能になる リスクを回避するために時間的制約を延長できる権限を与えておくべきであ る。

#### 推奨条項:

80. 以下の条項を時間的制約の規定に用いればよいだろう。

仲裁判断は、[単独仲裁人][仲裁人の長]が選任された時点から[] ケ月以内になされるものとする。ただし、仲裁廷が合理的に判断した上で、 正義の観点又は事案の複雑さからそのような時間的制約が延長されるべ きであると決定した場合は、この限りでない。

#### オプション7:仲裁の終局性

- 81. 仲裁の利点の一つは、仲裁判断が終局的で上訴できない点にある。ほとんどの法域において、仲裁判断は、仲裁権限の欠如、重大な手続の瑕疵又は著しい不公正があった場合にのみ争うことができ、本案の再審理は認められていない。ほとんどの仲裁規則は、仲裁判断が終局的で、当事者が仲裁判断に対する不服を申し立てることを放棄する旨規定することで、仲裁の終局性を補強している。
- 82. 仲裁条項に仲裁規則が引用されていない場合又は引用された仲裁規則が仲裁の終局性や不服申し立ての放棄の条項を定めていない場合には、仲裁条項に仲裁判断の終局性及び仲裁判断に対する不服申し立て(recourse)の放棄を明記しておいたほうが賢明である。たとえ、引用された仲裁規則にそのような文言が含まれていた場合でも、仲裁に対して懐疑的な法域で仲裁判断が執行され、又は、執行されないにしても仲裁判断が審査(scrutin[ized])を受ける必要があるかもしれない場合には、そのような文言をあえて繰り返してでも規定しておくことが望ましい。仲裁条項に不服申し立ての放棄を規定する場合には、当事者は仲裁地の法令を検討し、放棄の範囲を確認するとともに、仲裁手続法で求められる文言を定める必要がある。
- 83. 当事者は、ときに、司法審査(review)の範囲を本案の再審理(review of the merits)等までに広げたいと考えることがある。大概の場合において、そのような広範囲な司法審査は望ましくなく、そのような審査はそもそも認められてない。もしどうしても当事者が司法審査を望む場合には、そのような規定について特別に助言を求める必要があり、仲裁地の法令に基づいて慎重に検討する必要がある。

#### 推奨条項:

84. 仲裁の終局性や仲裁判断に対する不服申し立て(recourse)の放棄を強調したい場合には、以下の文言を仲裁条項に加えることができる。ただし、適用される仲裁手続法上の要件を検討する必要がある。

仲裁廷の仲裁判断は、終局的で、当事者を拘束する。当事者は、遅滞なく、完全かつ速やかに仲裁判断を遵守すべく措置を講ずる。仲裁判断に対するあらゆる不服申し立てに関する権利を、放棄が有効になされる範囲において、放棄する。

85. 当事者が、ごく稀に、司法審査の範囲を拡大し、本案に対する上訴が認められるようにしたいと考えた場合には、関連する法域においてそのような権限があるか助言を求める必要がある。かりにそのような規定が執行可能であれば、以下のような条項が考えられる。

当事者は、仲裁廷による判断につき、裁判所において、[選択した法域]の一審裁判所の判断を控訴審で審査する基準に従って、司法審査を求める(seek judicial review)権利を有する。

# IV 多層構造の紛争解決条項のためのドラフティング・ガイドライン

86. 国際契約において、紛争解決条項で仲裁の前の段階としての交渉、調停又は他の代替的紛争解決手段のための規定を設けることは一般的である。例えば、建設契約は、ときに、仲裁に委ねる前に常設紛争処理委員会(standing dispute board)への紛争解決の申立てが必要となる。かかる条項は、多層構造条項として知られており、ドラフティングにおいて一定の困難さを伴う。

多層構造のガイドライン 1:条項は、定義された争う余地のない出来事(例えば、書面による要求)から起算される交渉又は調停のための期間を特定すべきである。当該期間が経過した後、いずれかの当事者は仲裁を申し立てることができる。

- 87. 仲裁の前に交渉又は調停を要求する多層構造条項は、仲裁のための停止条件を創設したものと考えられる。ただ、当事者が遅延又は他の戦略的な利益を得るために交渉又は調停を利用するリスクを最小限にするため、条項は、その経過により仲裁を申し立てることが可能となる期間を特定すべきである。そして、この期間は一般的に短くすべきである。その期間を特定する場合において、当事者は、交渉又は調停の開始は時効の中断のために不十分であることに留意すべきである。
- 88. 交渉又は調停のための期間は、当該条項にしたがった交渉又は調停の書面による要求や、調停委員の指名等、定義された争う余地のない出来事から起算されるべきである。他方、紛争についての書面による通知をもって上記期間

の起算点となる出来事と定義することは賢明ではない。なぜなら、紛争につい ての単なる書面の交換でさえ、期間を起算するのに十分とされる可能性があ るからである。

# 推奨条項:

89. 後記パラグラフ 94 ないし 96 にて推奨する条項参照。

多層構造のガイドライン 2:条項は、仲裁を強制ではなく任意としてしまう落とし穴を 避けなければならない。

#### コメント:

90. 多層構造の紛争解決条項をドラフトする当事者は、交渉又は調停により解決できない紛争を仲裁に付する意図について、不注意にも曖昧なままにされていることがしばしば見られる。これは、当事者が交渉や調停により解決されない紛争につき仲裁を申立てることが「できる(may)」という規定を設ける際に起こる。

# 推奨条項:

91. 後記パラグラフ 94 ないし 96 にて推奨する条項参照。

多層構造のガイドライン 3:条項において、交渉又は調停に付すべき紛争と、仲裁に 付すべき紛争とを同一の用語で定義すべきである。

- 92. 多層構造の紛争解決条項の中には、第一段階として交渉又は調停に付す紛争と仲裁に付す紛争とを同一の用語によって定義していないものがある。このような曖昧さによって、ある紛争について第一段階としての交渉又は調停を経ることなく直接仲裁に付すことができることを示唆することになってしまう可能性がある。
- 93. 以下で推奨している条項における「紛争」という広範な用語は、反対請求を含むと解釈されるべきである。したがって、このような反対請求は、いくつかの段

階を経る必要があり、仲裁において初めて主張することはできない。当事者が 仲裁において初めて反対請求を行う権利を留保したい場合には、仲裁条項 においてその旨を明記すべきである。

# 推奨条項:

94. 次の条項は、第一段階としての交渉義務を規定している。

両当事者は、本契約から生ずる又は本契約に関連する全ての紛争(契約の存在、有効性又は終了に関する事項を含む)について、交渉によって友好的に解決するよう努力しなければならない。いずれか一方当事者が本条項に基づき書面にて相手方当事者に対して交渉を要求したときから[30]日経過後、又は両当事者が書面にて別段の合意をした場合は、その合意された期間内に解決されなかった紛争は、[指定された仲裁規則名]に基づき、同規則に基づき指名された[1名又は3名の]仲裁人により、最終的に解決される。仲裁地は[都市名、国名]とする。仲裁言語は[...]とする。

[交渉における全てのやり取りは秘密として取り扱われ、適用される証拠 法及び追加的な守秘義務・専門職守秘義務 (additional confidentiality and professional secrecy protections) のルールとの関係では、示談や和解 交渉の過程で行われたものとして扱われる。]

95. 次の条項は、第一段階としての義務的調停を規定している。

両当事者は、本契約から発生した、又は本契約に関連する全ての紛争 (契約の存在、有効性又は終了に関する事項を含む)について、[指定された調停規則名]に基づき、調停によって友好的に解決するよう努力しなければならない。調停人を選任した日から[45]日経過後、又は両当事者が書面にて別段の合意をした場合はその合意された期間内に同調停規則に基づき解決されなかった紛争は、[指定された仲裁規則名]に基づき、同規則に基づき選任された[1 名又は 3 名の]仲裁人により、最終的に解決される。仲裁地は[都市名、国名]とする。仲裁言語は[...]とする。

[調停における全てのやり取りは秘密として取り扱われ、証拠法及び準拠法に規定される追加的な守秘義務・専門職守秘義務についての規定

との関係では、譲歩や和解交渉の過程で行われたものとして扱われる。1

96. 次の条項は、仲裁前の義務的な交渉及び調停の両者を順次規定している。

契約の存在、有効性又は終了に関する事項を含め、本契約から発生した、又は本契約に関連する全ての紛争(「当該紛争」)は、当該紛争の解決のための唯一かつ排他的な手続である以下で規定する手続に基づき解決されなければならない。

#### (A) 交渉

両当事者は、当該紛争を解決する権限のある[また、本契約の管理、実行につき直接責任を有する者よりも上の経営者クラスの]代表者間の交渉によって、当該紛争を友好的に解決するよう努力しなければならない。

#### (B)調停

いずれか一方当事者が書面にて相手方当事者に対して(A)項の交渉を要求したときから[30]日以内、又は両当事者が書面にて別段の合意をした場合はその合意された期間内に(A)項に基づく交渉によって解決されなかった当該紛争は、[指定された調停規則名]に基づき、調停により友好的に解決されなければならない。

#### (C)仲裁

調停人を選任した日から[45]日以内、又は両当事者が書面にて別段の合意をした場合はその合意された期間内に(B)項に基づく調停によって解決されなかった紛争は、[指定された仲裁規則名]に基づき、同規則に基づき選任された[1名又は3名の]仲裁人により、最終的に解決される。仲裁地は[...]とする。仲裁言語は[...]とする。

[(A) 項及び(B) 項に基づき行われる交渉及び調停における全てのやり取りは秘密として取り扱われ、証拠法及び準拠法に規定される追加的な守秘規定及び専門職の守秘義務についての規定との関係では、譲歩や和解交渉の過程で行われたものとして扱われる。]

## V. 多数当事者仲裁条項のドラフティング・ガイドライン

97. 国際契約には、しばしば、3名以上の当事者が関わる。 これらの契約について、仲裁条項をドラフトする当事者は、当事者の多数性 (multiplicity of parties)から生じる固有の条項作成上の難しさに全く気づか ないかもしれない。特に、仲裁機関のモデル条項は通常、二当事者を念頭 に作成されたものであり、多数当事者の文脈で機能するように修正される必 要があるため、常に仲裁機関のモデル条項に依拠できるというわけではない。

要かめるため、常に仲裁機関のモアル条項に依拠できるというわけではない。 一般に、そのような(訳者注:多数当事者においても機能する)条項を作成するためには専門的な助言が求められるべきである。

多数当事者ガイドライン 1:仲裁条項は、仲裁廷の選任に及ぼす当事者の多数性の 影響に対処すべきである。

- 98. 多数当事者の文脈では、「各当事者」が仲裁人を選任するとの規定は、機能しないことが多い。仲裁人を単独の仲裁人とすることに当事者が合意するというのであれば、解決は容易である:このような場合、当事者が共同して単独の仲裁人を選任するものとし、合意が得られなかった場合には、仲裁機関又は選任機関(appointing authority)によって単独の仲裁人を選任する旨の規定をおくことができる。3 名の仲裁人が選任されることになっている場合、1 つの解決方法は、当事者が共同して3 名の仲裁人を選任するものとし、全てについて合意が得られなかった場合には、仲裁機関又は選任機関によって仲裁人を選任する旨の規定をおくことである。
- 99. あるいは、仲裁条項は、それぞれの「側(side)」の当事者が共同して(仲裁人を)選任することを要求することも可能である。この選択肢は、ドラフト作成段階で、一定の契約当事者が共通の利益を有するであろうことが見込まれるときに採用できる。しかし、最も重要な要件は全当事者が当該選任プロセスで等しく扱われることである。これは、実際には、2名以上の一方の側の当事者が単独の仲裁人(の選任)に合意しないとき、仲裁機関又は選任機関によって全ての仲裁人を選任すべきことを意味する。そうでなければ、一方の側の当事者が仲裁人を選任する機会を得る反面、もう一方の側の当事者が仲裁人を選任する機会を失うことになるからである。これは、いくつかの機関仲

裁規則で採用された解決方法である。

## 推奨条項:

100. 後記パラグラフ 105 で推奨される条項は、多数当事者の文脈で仲裁人を選任するためのメカニズムを定めるものである。

多数当事者ガイドライン2: 仲裁条項は、当事者の多数性から生ずる手続上の複雑さ(参加(intervention)、参加強制(joinder))に対処するべきである。

- 101. 手続上の複雑さは、多数当事者の文脈で生じることが多い。1 つは、参加である: 仲裁条項に基づき開始された仲裁の当事者ではない契約当事者が、仲裁手続に参加する(intervene)ことを望むことがある。もう 1 つは、参加強制である: 被申立人となった契約当事者が、仲裁手続の被申立人とならなかった別の契約当事者を仲裁手続に強制的に参加させる(join)ことを望むことがある。
- 102. これらの複雑さに対処していなかったとしても、仲裁条項は機能し得るであろう。しかし、そのような条項では、手続の重複、矛盾する決定、これに関連する 遅延、コスト、不安定性といった可能性を残してしまう。
- 103. これらの複雑さに対処する簡単な方法はない。多数当事者仲裁条項は特有な事情に応じて慎重に作成されるべきであり、通常、専門的な助言が求められるべきである。原則として、仲裁条項はその契約当事者が被申立人とされるか否かを問わず、当該仲裁条項に基づき開始されるいかなる仲裁手続の通知も、各々の契約当事者に与えられるべき旨定めるべきである。各々の契約当事者が仲裁手続に参加し、あるいは他の契約当事者を当該手続に強制的に参加させるために、当該通知の後、明確な期間がおかれるべきである。そして、当該期間の満了前には、仲裁人は一切選任されるべきではない。
- 104. あるいは、当事者は、それらの規則がこの点で仲裁機関に広い裁量を与えるかもしれないことを心に留めつつ、参加及び参加強制を規定する仲裁機関の規則に基づく仲裁を選択することができる。

# 推奨条項:

105. 以下は、同じ契約の他の当事者による参加及び参加強制について規定するものである。

本契約から生ずる又は本契約に関連する全ての紛争(本契約の存在、 有効性又は終了に関する問題を含む。)は、本契約又は当事者の合意 により修正される場合を除き、最終的に、[選択された仲裁規則]による仲 裁により解決される。

仲裁地は、[国、都市]とする。仲裁言語は、[...]とする。仲裁人は3名とし、以下の手続により選任される。

仲裁申立書に申立人 1 名及び被申立人 1 名のみの名前が記載され、いずれの当事者も以下のパラグラフにしたがって参加強制又は参加についての権利を行使しない場合には、申立人及び被申立人はそれぞれ、当事者が参加及び参加強制を行う権利を行使できる期間の満了後[15]日以内に、1 名の仲裁人を選任しなければならない。いずれかの当事者が規定に従い仲裁人を選任しない場合には、いずれかの当事者の申立てにより、[指定された仲裁機関]がその仲裁人を選任する。選任された 2 名の仲裁人は、第三仲裁人を選任しなければならず、第三仲裁人は仲裁廷の長である仲裁人となる。選任された2名の仲裁人が、2人目の仲裁人の選任から[45]日以内に仲裁廷の長である仲裁人を選任しない場合には、[指定された仲裁機関/選任機関]が、仲裁廷の長である仲裁人を選任しない場合には、[指定された仲裁機関/選任機関]が、仲裁廷の長である仲裁人を選任する。

仲裁申立書に 3 名以上の当事者の名前が記載されている場合、又は 少なくとも1名の契約当事者が以下のパラグラフにしたがって参加強制又 は参加についての権利を行使した場合には、当事者が参加強制又は参 加についての権利を行使できる期間の満了後[15]日以内に、申立人 (ら)は共同で1名の仲裁人を選任し、被申立人(ら)は共同で1名の仲裁 人を選任しなければならない。当事者が上記規定に従い仲裁人を選任し ない場合には、[指定された仲裁機関/選任機関]は、いずれかの当事 者の申立てにより、3 名全ての仲裁人を選任し、そのうち 1 名を仲裁廷の 長である仲裁人として指名する。申立人(ら)及び被申立人(ら)が上記規 定に従い仲裁人を選任する場合には、選任された2名の仲裁人は、第三仲裁人を選任しなければならず、第三仲裁人は仲裁廷の長である仲裁人となる。選任された2名の仲裁人が、2人目の仲裁人の選任から[45] 日以内に第三仲裁人を選任しない場合には、[指定された仲裁機関/選任機関]が、仲裁廷の長である仲裁人を選任する。

本契約のいずれの当事者も、本契約の他の当事者と個別に又は共同して、本契約の他の当事者全て[及び指定された仲裁機関(もしあれば)]に対して、仲裁申立書を送付することで、本規定により、仲裁を申し立てることができる。

本契約のいずれの当事者も、本契約のいずれかの当事者に対する請求、反対請求又は交差請求(cross-claim)についての書面による通知を提出することにより、本契約による仲裁手続に参加することができる。ただし、その通知は、当該参加当事者(intervening party)が仲裁申立書又は請求、反対請求若しくは交差請求の通知を受領してから[30]日以内に、本契約の他の当事者全て[及び指定された仲裁機関(もしあれば)]に対しても送付されなければならない。

仲裁申立書又は請求、反対請求若しくは交差請求の通知において被申立人とされた本契約の当事者は、請求、反対請求又は交差請求についての書面による通知を、本契約の他の当事者に提出することにより、本契約によるいかなる仲裁手続においても、本契約の他の当事者を強制的に参加させることができる。ただし、その通知は、当該被申立人が仲裁申立書又は請求、反対請求若しくは交差請求の通知を受領してから[30]日以内に、本契約の他の当事者全て[及び指定された仲裁機関(もしあれば)]に対しても送付されなければならない。

仲裁申立書又は請求、反対請求若しくは交差請求の通知において、被申立人とされた本契約の当事者は、請求、反対請求又は交差請求についての書面による通知を、本契約の他の当事者に提出することにより、本契約によるいかなる仲裁手続においても、本契約の他の当事者を強制的に参加させることができる。ただし、その通知は、当該被申立人が仲裁申立書又は請求、反対請求若しくは交差請求の通知を受領してから[30]日以内に、本契約の他の当事者全て[及び指定された仲裁機関(もしあれば)]に対しても送付されなければならない。参加当事者は、当該当事

者が仲裁手続に関与しないことを選択した場合であっても、仲裁廷により 下されたいかなる判断にも拘束される。

#### VI. 多数契約仲裁条項のドラフティング・ガイドライン

106. ある 1 つの国際取引が複数の関連した契約を含むことはよくあることである。 多数の契約が存在する場合の仲裁条項の作成には固有の難しさがある。

多数契約ガイドライン 1:関連した契約における仲裁条項は、矛盾のないものである べきである。

#### コメント:

- 107. 当事者は、将来の紛争が細分化されてしまうリスクがないよう、異なる紛争解決 メカニズム(例えば、異なる規則の下での仲裁や異なる場所での仲裁)を彼ら の関連した契約において指定することは避けるべきである。第1の契約に基づ き選定された仲裁廷が、第2の契約についての問題を提起する紛争について 仲裁権限(jurisdiction)を有しない場合、並行的な手続を引き起こすこととなっ てしまう。
- 108. 当事者が矛盾のない決定を欲しており、また並列的な手続を避けたいと願っているものと考えるならば、簡単な解決方法は、全ての当事者が署名し、これに言及することにより全ての関連した契約に組み込まれる、独立した紛争解決協定(stand-alone dispute resolution protocol)を定めることである。もしこのような協定を締結することが非現実的であるのであれば、当事者は、関連した契約の仲裁条項をまったく同一か補完的な(complementary)ものとするべきである。とりわけ重要であるのは、仲裁条項が同じ規則、仲裁地及び仲裁人の数を指定することである。手続が併合された際の問題を避けるべく、同じ実体法(substantive law)及び仲裁言語も指定されるべきである。当事者は、ある契約に基づき選定された仲裁廷が他の関連した契約についての問題を審理し決定を下す仲裁権限を有することを明確にすべきでもある。

#### 推奨条項:

109. もし当事者が独立した紛争解決協定を定めることを望まず、あるいは定めることができないのであれば、関連した各契約の仲裁条項に以下の規定が付け加えられるべきである:

当事者は、本契約又は[関連契約]に基づき選定された仲裁廷が、本契約及び[関連契約]の双方について仲裁権限を行使することができることを合意する。

多数契約ガイドライン 2:当事者は、関連した契約に基づき開始された仲裁手続の併 合を規定するかどうかを考慮すべきである。

- 110. 複数の契約が存在する場合に生ずる手続的な複雑さとは、併合 (consolidation)による複雑さである。関連した契約に基づき、異なる仲裁が異なる時期に開始され得る。これらの仲裁をある1つの併合された仲裁によって取り扱わせることが、当事者の利益になることもあるし、あるいはならないこともある。ときとして、当事者は、1つの併合された仲裁はより効率的で費用対効果も優れていると結論付けるが、他の事情の下では、当事者が仲裁を分離したままにしたいときもある。
- 111. もし当事者が関連した仲裁の併合を可能とすることを望むのであれば、仲裁条項にその旨を謳っておくべきである。いくつかの法域においては、裁判所が関連する仲裁手続の併合を命じる決定権を有する場合があるが、当事者の合意がない限り、そのような決定を行わないのが通常である。仲裁地の裁判所がこのような権限を有しない場合、あるいは当事者が裁判所の決定に依拠することを望まない場合には、当事者は、関連した手続を併合するための手続を仲裁条項に記載しておくべきである。適用される仲裁規則(もしあれば)及び仲裁地の法律は注意深く検討されるべきである。けだし、それらが仲裁手続を併合する当事者の権能に制約を加えている場合があるからである。反対に、他の法域においては、当事者は併合(又はクラス仲裁(class arbitration))の可能性を排除したいと欲する場合がある。
- 112. 関連した契約がさらに 3 名以上の当事者を含む場合には専門的なアドバイスが要求される。そういった多数の当事者を含む場合の併合規定(consolidation provision)の作成はとりわけ複雑なものとなる。明らかに困難であるのは、各当

事者が仲裁人の選任について平等に取り扱われなければならない点である。 理想的とまではいえないものの実際的な解決方法は、全ての選任が仲裁機関 又は選任機関(appointing authority)により行われる旨を規定することである。 当事者は、いくつかの法域においては、併合規定がクラスアクション仲裁 (class-action arbitration)に対する同意として理解される場合があることを認識 すべきである。

# 推奨条項:

113. 以下の規定は同じ2当事者間の関連した仲裁の併合を規定したものである:

当事者は、本契約及び/又は[関連契約]に基づき開始された仲裁の併合につき、以下のとおり合意する。本契約及び/又は[関連契約]に基づき、2 又はそれより多くの仲裁が開始された場合、それらの仲裁のいずれかにおいて申立人又は被申立人となった当事者は、それらの仲裁において選定されたいずれかの仲裁廷に対し、それらの複数の仲裁が当該仲裁廷のもとで 1 つの仲裁に併合される旨の命令(「併合命令(Consolidation Order)」)を申し立てることができる。このような併合命令の当否を決定するにあたって、仲裁廷は、それらの複数の仲裁が共通の法律又は事実問題を提起するものであるかどうか、及びそれらの複数の仲裁を併合することが、正義及び効率性の観点に資するものであるかどうかを考慮するものとする。

ある仲裁廷において他の仲裁についての併合命令が出される前に、当該他の仲裁において既に仲裁人が選任されている場合、その選任はこのような併合命令が出されるのと同時に終了し、それらの仲裁人は任務を終了したものとみなされる。このような終了は、(i) それらの仲裁人によって終了前になされた命令や行為の有効性、(ii) それらの仲裁人が適切な報酬と費用の償還を受ける権利、(iii) 時効の中断又は同様の規則若しくは規定の適用を目的として提起された申立て又は答弁の日付、(iv) 終了前に提出され採用が許された証拠(そのような証拠は併合命令後の仲裁手続において採用が許されるものとする)及び(v) 終了前に負担したリーガル・コスト又は他の費用に対する当事者の権利に影響を与えない。

2 又はそれより多くの矛盾する併合命令が出された場合、先に出された併合命令が優先するものとする。

# [翻訳者註] 社団法人日本仲裁人協会・翻訳プロジェクトメンバー

[Translator's Note] Project Members of the Japan Association of Arbitrators (JAA)

赤川圭Kei Akagawa荒川雄二郎Yujiro Arakawa浅野左也香Sayaka Asano渥美雅之Masayuki Atsumi藤本一郎Ichiro Fujimoto

井口直樹(プロジェクトリーダー)Naoki Iguchi, Project Leader

石田裕子Yuko Ishida門永真紀Maki Kadonaga河端雄太郎Yutaro Kawabata児玉実史Masafumi Kodama

茂木鉄平(プロジェクトリーダー) Teppei Mogi, Project Leader

落合孝文Takafumi Ochiai小原淳見Yoshimi Ohara斎藤綾Aya Saito

高橋直樹 Naoki Takahashi

手塚裕之(担当理事) Hiroyuki Tezuka, Director Responsible for Project

矢倉信介Shinsuke Yakura山本和人Kazuto Yamamoto山本泰輔Taisuke Yamamoto

(アルファベット順 Alphabetical Order)